

令和8年
第3回山ノ内町定例農業委員会
議 事 録

令和8年3月26日
山ノ内町農業委員会

令和8年 第3回山ノ内町農業委員会総会議事録

1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和8年3月6日					
3. 開催通知の期日	令和8年3月6日					
4. 招集期日	令和8年3月26日					
5. 招集場所	山ノ内町役場 401会議室					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 佐藤次雄					
7. 開催時刻	午後 4時00分					
8. 議長氏名	佐藤次雄					
9. 委員出欠席	議席	氏名		議席	氏名	
	1	小坂勇二	出	12	渡辺輝子	出
	2	富澤博文	出	13	小池俊治	出
	3	関 正秀	出	14	小古井英雄	出
	4	湯本幸作	出	15	白鳥金次	出
	5	佐藤和彦	出	16	湯本 浩	出
	6	藤浦忠広	出	17	小林 貴	出
	7	山口 剛	出	18	望月美和子	出
	8	齊藤蝶次郎	出	19	山本和幸	出
	9	下田健志	出	20	福井敏彦	出
	10	月岡徳一	出	21	佐藤次雄	出
	11	栗林和仁	出			
10. 事務局出欠席	事務局長		金井哲也			欠
	係 長		坂口俊明			出
	書 記		春原哲男			出
	書 記		市川 凌			出
	書 記		小林万里奈			出
	書 記		濱田 茜			出

1.1. 報告事項

- 報告第 5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第 6号 農地法施行規則第29条第1号による届出について
 報告第 7号 農地法第52条に基づく農地の賃借料情報提供について
 報告第 8号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するかの判断について

1.2. 提出議案

- 議案第 5号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 7号 農用地利用集積計画（案）の意見聴取について
議案第 8号 令和8年度山ノ内町農作業標準労賃・機械作業料金について

13. その他

農業委員会の改選について

<開会>

会長代理 皆さん、ご苦労さまです。
ただいまから令和8年第3回山ノ内町農業委員会定例総会を開会いたします。
それでは、招集者挨拶として、佐藤会長から挨拶をお願いいたします。

<招集者挨拶>

議長 皆さん、年度末お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。
農作業も暖かくなってきたので、徐々に進めておられるかと思えます。昨日、長野市で坂口係長と長野県農業会議主催の第11回臨時総会に参加してきました。
午後に臨時総会が始まりまして、いろんな議案、予算や決算、農業会議の理事の選任がありました。そのような議題の後に、山ノ内町地域計画ブラッシュアップの取組について坂口係長に発表していただきまして、大変参考になったというような意見もありました。坂口係長、ありがとうございます。
これからも毎年ブラッシュアップしていくわけですが、皆さんもブラッシュアップについて事務局と協力し合って、これからの農地の集約化や荒廃農地の減少など、協力し合ってやっていきたいと思えますので、よろしくをお願いいたします。

会長代理 ありがとうございます。
それでは、議事の進行を佐藤会長、よろしくをお願いいたします。

<議事録署名委員の選任>

議長 まず、議事入ります前に、議事録署名委員の選任を行います。
今回は、
11番 栗林和仁 委員
12番 渡辺輝子 委員
をお願いいたします。

<議事>

議長 それでは、5番の議事に入ります。
(1) 報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 1ページをご覧ください。
報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は3件です。
1件目、農地所有者は〇〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇他2筆、現況地目、畑、現況面積1, 257㎡、農地のあっせん希望が一部ございます。
資料の13ページをご覧ください。

場所につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南側にある農地1筆です。

1 ページに戻ってください。

2 件目、農地所有者は〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇他13筆、現況地目、畑、現況面積1万8,047㎡、農地のあつせん希望はございません。

3 件目、農地所有者は〇〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇〇〇他3筆、現況地目、畑、現況面積3,409㎡、農地のあつせん希望はございません。

以上、報告します。

議 長

ありがとうございます。

ただいまの報告について、質問のある方、挙手願います。(なし)

ないようですので、次に進みます。

(2) 報告第6号 農地法施行規則第29条第1号による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

資料2ページをお願いします。

報告第6号 農地法施行規則第29条第1号による届出について報告いたします。

所在地は大字佐野字〇〇〇〇〇〇、地目は、台帳、現況ともに田、面積は986㎡、農地区分は1種農地に該当します。申請人は〇の〇〇〇〇、申請事由は農業機械を収納するため新築するとのことです。

位置図を14ページ、その他資料として15ページに公図をつけております。

場所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から西に約500mの位置になります。

以上、報告します。

議 長

ありがとうございます。

ただいまの報告について、質問のある方、挙手願います。

ないようですので、次に進みます。

(3) 報告第7号 農地法第52条に基づく農地の賃貸借料情報提供について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

資料3ページをお願いします。

報告第7号 農地法第52条に基づく農地の賃貸料情報提供につきまして、ご覧の表のとおりとなります。

令和8年度公表いたします賃貸料情報でございますが、令和5年から令和7年の3年間の実績を基に算定いたしました。表内の金額につきましては、上段が公表値、括弧書きの部分が昨年公表値との差となっております。一番右側のデータ数の列ですけれども、算出の基礎となった筆数となっております。上段が今回公表する数値の基礎となった筆数、括弧書きが前回公表した数値の算定の基礎となった筆数となっております。実際の公表値は下段の括弧書きの部分を削除して、上段の数字のみを公表とさせていただきます。

昨年に比べて、最高賃料の欄、野菜、ブドウの賃料が大幅減となっておりますが、単価設定の高い筆が今回、集計対象となった期間から外れたためです。そのほかについては、ほぼ平年並みの水準となっております。

簡単ではありますが、以上、報告します。

議 長

ありがとうございます。

ら約120mほど西に位置する農地の計5筆となります。

資料5ページをお願いします。

6件目、申請人、貸人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積5,896㎡、耕作面積4,603㎡、家族総数4、稼働人員ゼロ、借人は〇〇〇の〇〇〇〇、〇〇〇、所有面積、耕作面積ともにゼロ、家族総数2、稼働人員2、申請地は大宇夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積551㎡、契約内容は賃貸借で、価格は全体で1万5,000円となります。

理由ですけれども、貸人につきましては高齢のため、借人につきましてはリンゴの作付で新規就農のためとなっております。

位置図を24ページ、公図を25ページに載せております。

場所につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から約279mほど北東に位置する農地となります。

資料6ページをお願いします。

7件目、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、所有面積8,413㎡、耕作面積ゼロ、家族総数1、稼働人員ゼロ、受人は〇〇の〇〇〇〇、所有面積2万333㎡、耕作面積2万2,074㎡、家族総数5、稼働人員4、申請地は大宇夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積675㎡、契約内容は売買で、価格は全体で30万円となります。

理由ですけれども、渡人につきましては高齢のため、受人につきましてはリンゴの作付で経営規模拡大となっております。

位置図を26ページ、公図を27ページに載せております。

場所につきましては、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇から約79mほど南西に位置する農地となります。

8件目、9件目、申請人、渡人は〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積3,567㎡、耕作面積ゼロ、家族総数ゼロ、稼働人員ゼロ、受人は〇〇〇の〇〇〇〇、〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積、家族総数等は資料のとおりです。申請地は大宇佐野字〇〇〇〇〇〇、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、いずれも畑、合計面積3,567㎡、契約内容は売買で、価格は、字〇〇のほうで18万円、字〇〇のほうで3万円となります。

理由ですけれども、渡人につきましては財産清算手続のため、受人につきましては渡人の要望により農地を買い上げ、リンゴ、または野菜を栽培するとなっております。

位置図を28ページと30ページ、公図を29ページ、31ページに載せております。

場所につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から約210mほど南に位置する農地と、〇〇〇〇から約189mほど南東に位置する農地の計2筆となります。

資料7ページをお願いします。

10件目、申請人、渡人は〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに1万8,047㎡、家族総数3、稼働人員2、受人は〇〇の〇〇〇〇、所有面積1万7,234㎡、耕作面積2万1,774㎡、家族総数5、稼働人員3、申請地は大宇平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積643㎡、契約内容は贈与となります。

理由ですけれども、渡人につきましては受人の要望により、受人につきましては隣接に自己所有農地があるため、取得し農作業の利便性をよくするためとなっております。

位置図を32ページ、公図を33ページに載せております。

場所につきましては、〇〇〇〇〇〇から約318mほど北西に位置する農地となります。

園同然になったのですが、〇〇さんが一番最初に来たとき、この畑からスタートするという形で、まず最初に、勉強のつもりでちょっとあっせんしたわけですが、今では1年相対でやっていたのですが、立派なリンゴ農地になってきましたので、問題ないと思います。管理は行き届いています。以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、3番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようので採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
それでは、4番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようので採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
5番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。よろしいでしょうか。(なし)
ないようので採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
それでは、6番の案件につきまして、渡辺委員より補足説明お願いいたします。

渡辺委員 借人の〇〇〇〇さん、〇さん〇〇〇は、2年くらい前にUターンで実家がある〇〇〇に戻ってきて、新規就農ということで農業を始めています。今まで〇〇さんとかご家族でリンゴ畑、ブドウ畑、頑張っていたらっしゃいましたが、ここで〇〇〇2人での畑を持ちたいということで、ちょうど〇〇さん、高齢のため手伝ってもらいながら何とか維持してきた畑をぜひ借りてくれということになって、お話しに来られました。
リンゴ畑、見にいってきましたが、剪定も進んでいて、大変よく管理されていたので、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
6番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。
はい、小古井委員。

小古井委員 借人のほうが2人の名前になっているのですけれども、今までこういったところで2人の名前を出すことは、あまり経験がないのですが、何か理由はあるんですか。

事務局 この2人が〇〇で新規就農して、国の補助金を新規就農者に充てた国庫補助金をもらう関係で、〇〇の場合は、〇〇で主要な財産を所有することということが要件になっているので、なかなかない例ですけれども、2人で借りるという形になります。

議長 よろしいでしょうか。
ほかにご質問のある方。(なし)
ないようので採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
続きまして、6ページの7番の案件について、齋藤委員より補足説明お願いいたします。

齋藤委員 〇〇さんは〇〇〇〇〇〇〇の前に〇〇〇〇という〇〇〇〇の仕事をされた方の〇〇さんです。〇〇さんもいらっしゃったんですが、〇〇さん諸事情で〇〇のほうに引

っ越しました。〇〇に畑があるわけですが、〇〇さんのそばに畑があるわけですが、実際に管理しているのは〇〇の方で、ここを何とか買ってもらえないかなという話を〇〇さんに持っていったら、じゃ、ちょっとうちも面積多いけれども、やりますかということになって、売買という形になりました。

〇〇さんも4人で仕事をされているので、問題ないと思いますので、よろしく願いします。

議 長 ありがとうございます。

7番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)

ないようですので採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

8番の案件につきまして、下田委員より補足説明お願いいたします。

下田委員 〇〇〇〇さんですけれども、今、主にリンゴとブドウを耕作しています。今回、〇〇〇〇さん、お亡くなりになられたということで、ここにあるように〇〇〇〇のほうから話がありまして、今までこちらの農地を借りてというか、口約束の中で、もう長らく耕作はしていたそうです。今回、〇〇さんの要望もあり売買という形で話がちゃんと決まったということなので、問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

8番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)

ないようですので採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

それでは、9番の案件につきまして、湯本委員より補足説明お願いいたします。

湯本委員 〇〇〇〇さんなんですが、亡くなられた〇〇〇〇〇〇さんの〇〇に当たるそうです。それで、〇〇〇〇さんも過去に農業委員やってもらった人なので、よく知っていて、この畑を何とかしなくちゃいけないということで、じゃ、俺、買うわみたいな話で、そこを買って、野菜か何かでやるということで、問題ないと思いますけれどもね。よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

9番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)

ないようですので採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

7ページ、10番の案件につきまして、補足説明を佐藤委員よりお願いいたします。

佐藤(和)委員 〇〇さんの畑なんですけれども、〇〇の駅から上っていった〇〇に面した非常に場所のいいところがございます。それで、〇〇さんはその土地の奥、ちょっと一步奥入った、地続きなんですけれども、そこで大分面積も広い面積、果樹やっておられまして、広い面積もあったり、〇〇さんの希望で何とか譲ってもらいたいということで、〇〇さんに言ったところ、〇〇さんも快く引き受けてくれたということです。

問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。

ただいまのこの件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
次に進みます。

(6) 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明
お願いいたします。

事務局 資料8ページをお願いします。
議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について、今月1件です。
所在地は大字佐野字〇〇〇〇〇〇〇、台帳地目、畑、現況地目、畑、面積は23㎡
で、農地区分は2種農地に該当します。申請事由ですが、門の建築になります。申
請人ですが、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇、受人は〇〇〇の〇〇〇、契約内容は使用貸
借です。
事由の詳細ですが、〇〇〇境内の墓地と、今回の申請地にかけて門を建築し、完成
後、〇〇〇へ寄進するという事です。
位置図を34ページ、その他資料として、公図の写しを35ページ、配置図を36
ページに載せております。
場所は、〇〇〇からすぐ北に位置する農地になります。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
この件につきまして、小古井委員より補足説明お願いいたします。

小古井委員 受人は、〇〇さんは会ったこともないのですがけれども、以前、こっちのほうに住
んでいて向こうのほうに出て、商売が成功して経済的に余裕も出てきたので、ぜひ
ともお寺に門を寄付したいという申出で、像もそうだし、大工さんもみんな向こう
から連れてきて、出来上がったのをお寺に寄付するという話で、その対になる片方
の畑に〇〇さんの畑がかかったもので、それをまず〇〇さんが借り受けて、その後、
出来上がったならそのままお寺に寄付するという話になっているそうです。
我々もそれを知っていますし、〇〇さんも理解していますから、大丈夫かと思いま
す。

議 長 ありがとうございます。
この件について、質問のある方、挙手願います。
私からちょっといいですかね。
これ賃借、貸借、その土地を借りて、門を一對というか、両方つくって、それを寄
附されるんですね。そうすると貸借の借りているという土地はそのまま借りてい
るままになるんですね。

事務局 売買じゃなくて、門の所有は〇〇さんになって、土地の所有は〇〇さんのままで、
完成した後、2人で〇〇〇に寄進するというものです。

議 長 土地までね。

事務局 そうです。

議 長 ほかに何か質問のある方おられますか。(なし)

ないようですので採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
それでは、次に進みます。

(7) 議案第7号 農用地利用集積等促進計画(案)につきまして意見聴取に関わる
通知書について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料9ページをお願いします。

議案第7号 農用地利用集積等促進計画案についての意見聴取について、令和8年
3月16日付で、農用地利用集積等促進計画案についての意見聴取の依頼が山ノ内
町長よりありましたので、協議をお願いします。

資料10ページをお願いします。

今月は、新規設定が3件です。

1件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇、設定する農
地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇他3筆、現況地目、いずれも畑、合計面積4,0
53㎡、利用権の種類はいずれも賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定し
ています。賃料は全体で5万円の新規設定となります。

2件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇、
設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積1,608㎡、
利用権の種類は賃借権で、5年の設定で野菜の作付を予定しています。賃料は全体
で4万円の新規設定となります。

3件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇〇、設
定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積8,377㎡、利用権
の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10a
当たり3万円の新規設定となります。

以上につきまして、協議をお願いします。

議長 ありがとうございます。

それでは、1番の案件について、佐藤委員より補足説明お願いいたします。

佐藤(和)委員 〇〇さんですけれども、〇〇さんの畑と続きで4反歩のリンゴ畑を作ってお
られました。かなり年々、年も取ってきて規模を縮小したいということで、〇〇さ
んに聞いたところ、快く借りるということで引き受けてくれたそうです。

〇〇さんは、〇〇さんも入られるということで、耕作もしっかりやられているので、
特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。

1番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)

ないようですので採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

2番の案件について、〇〇〇〇より補足説明お願いいたします。

齊藤委員 〇〇さんをご存じのようにこの間も協議会で講師をやられた方です。〇〇さんは〇
〇に住んで、いた人なのだけれども、〇〇に引っ越されて、一時ほかの人に貸して
いたのですが、どうも荒らしていてよくないということで返してもらって、探して
いたところ、〇〇さんがそこでピーマンをやりたいということで、貸してくれとい
うことで、話を持っていったら、〇〇さんが了解で借りることになったとうい
のがいきさつです。それぐらいでよろしいですか。

議 長 2番の案件について、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、皆さん採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
では、続きまして、3番の案件につきまして、月岡委員より補足説明お願いいたします。

月岡委員 貸手の〇〇〇〇さんですが、〇〇さん、〇〇〇さんでリンゴとブドウを栽培しておられます。ブドウをメインにこれからやっていきたいということで、リンゴを縮小したいということで、今年度新規で就農をされました〇〇〇〇さんは、皆さんご存じのように〇〇の〇〇〇〇ということで、栽培管理につきましては大丈夫だと思えますので、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
補足説明につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
次に進みます。
(8) 議案第8号 令和8年度山ノ内町農作業標準労賃・機械作業料金について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料12ページをお願いします。議案第8号 令和8年度山ノ内町農作業標準労賃・機械作業料金表(案)になります。先月農政部会にて来年度の料金表を作成しまして、本定例総会にて提案させていただいております。
まず、表の一番左側、上から稲作、野菜・果樹、きのこ、機械作業となっております。各一般作業につきましては、令和7年10月3日から県の最低賃金であります1,061円としております。今回、最低賃金の値上げ率が6.3%となりましたので、それ以外の機械作業については、この値上げ率で計算したものを掲げさせていただいております。剪定・技術作業につきましては、北信管内の市町村だけではなく、同じ果樹地帯である小布施町と須坂市のものとも比較いたしまして、中山間地域での作業も加味し、今回の値上げ率からさらにアップとさせていただきました。須坂市が令和7年度に2,000円でしたので、それに合わせる形としております。
また、機械作業中のバックホー運転作業が昨年3月の定例会にてご指摘がありましたので、今回、令和8年度より削除することといたしていたしましたので、今回から削除いたします。こちら公表時には欄ごと削除し公表いたします。
続いて、SSの運転作業と防除作業の考え方につきまして、運転作業については、SSを実際に運転する時間当たりの単価、防除作業については、SSで防除する一反歩当たりの単価として分けています。例えばですが、一反歩防除を頼んだ場合は、防除作業料金に運転時間に別途かかるという形になります。こちら中野市も同様な分け方をしております。聞き取り調査をしましたが、当町を同じ考えで分けて運用しているということでした。
こちらの料金表については、毎年1回改定し、公表していますが、あくまで目安であり、参考地として設定しております。ご協議いただき、4月1日付での公表となります。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

この件につきまして、下田委員長より補足説明あればお願いいたします。

下田委員 先月の農政部会、皆さんに審議してもらって、このように決めさせていただきました。前年度と同じような形で、こちらは最低賃金だけは守っていただく中で、あくまでも近隣のほうに合わせた標準賃金ということで、あくまでも目安という形でありますもので、この表で公表をさせていただきたいということで、会議のほうで決まりましたので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。
この件につきまして、質問のある方、挙手願います。
藤浦さん。

藤浦委員 今のご時世、人件費が上がっているんで仕方ないと思うんですけども、SSの運転作業と防除を頼むと1反歩7,000円かかるということになってくるわけですね。そうすると、SSだけできないけれども、それだけやってもらえれば農地管理できるという人が、そんなにかかるんじゃないかと話になると、せっかく耕作している農地が減っちゃうわけですね。

齊藤委員 金額的にはそうだろうけれども、農薬も人間にかかるし、そういう面でもやっぱり農薬っていうのは害あるから、そういう面で見ると俺は妥当かなと思うんですけども。

藤浦委員 年々上がっているから、僕の場合としては、もうそんなにかかるんじゃないかな、やめようかなというふうに判断になっちゃうとまずいんじゃないかなという気がして、そこなんか、いろんな補助金がある中で、SSの運転作業を頼んでいる人がどのぐらいいるか分からないですけども、補助金、交付金で支援するとか、そうしないと農地の維持がせっかく植えた木の維持ができなくなってきちゃうんじゃないかなという心配をして今の質問をしました。

議 長 確かにそういう心配もあろうかと思えますけれども、これだけ給料も上がっている、物価も上がっているということになると、やっぱり今はどうなのでしょうね。仕方がないと言っちゃえばそれまでなんですけれどもね。SS機械も高いですしね。それをやってもらうということなんですけど、あくまでも今、下田委員長もおっしゃいましたけれども、目安ということで、相対でうまく話しして、なるべくそこら辺もできるように持ってもらうような形でいかがでしょうか。
今回はこれを公表するということがよろしいでしょうか。(なし)
ありがとうございます。それではこれを公表するに賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成でこの形で公表させていただきます。お願いいたします。
それでは、議事につきまして、以上をもちまして終了とさせていただきます。ありがとうございました。

会長代理 佐藤会長、議事進行ありがとうございました。

<その他> (1) 農業委員会の改選について

<その他> 農業委員会の改選について

会長代理 以上をもちまして第3回定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午後 5時10分

上記の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員
